融資斡旋申込みに係る反社会的勢力でないことの表明・確約書

年 月 日

那珂川市商工会 殿

所在地 名 称 代表者名

钔

私(申込人が法人の場合には、当該法人の役職員等を含む。以下同じ。)および代理人は、次の1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1にもとづく表明・確約に関して貴会に虚偽の申告をしたことが判明し、貴会が融資斡旋を行うことが不適切であると判断した場合は、融資の斡旋申込みを断られても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

以上について確約の上、貴会に融資の斡旋を申し込みます。 なお、本書の内容について、貴会が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

- 1 私は、現在、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (7) その他これらに準ずる者
 - (8) 次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - ① 暴力団員が事業主又は役員に就任している法人等
 - ② 暴力団員が実質的に運営している法人等
 - ③ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - ④ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 融資斡旋に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴会の信用を毀損し、または 貴会の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

福岡県では、平成24年2月1日付けで暴力団排除条例が改正され、同年4月1日には全ての事業者において契約書に暴力団排除条項を追加することが義務づけられました。

このことを受け、今回、反社会的勢力でないことの表明・確約書の提出を、お願いするものです。